

議員提出議案第2号「武豊町議会議員の政治倫理に関する条例の制定について」反対討論

小寺岸子

2009.6.16.

わたし小寺岸子は、議員提出議案第2号「武豊町議会議員の政治倫理に関する条例の制定について」反対の立場で討論します。

この条例が提案された時に、最初に思ったことは、わたし自身の議員としての資質についてです。

わたしは6年前、「なぜ、現場の思いが行政事業に反映されないのか」と疑問に思い、町民の声を届けるために、議員になりました。この6年の言動は、どうだったのかと。

わたしは、議員は町民のために働き、議会は町民のためにあると思っています。

町民は、地方自治法第11条で、「住民の選挙権」が保障されています。

議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して町としての意思を形成する任務を有します。

議会は、住民から直接選挙で選ばれた一定数の議員で構成される合議体であり、会議における議決の形で表わされます。

そして、町民にはもう一つ、地方自治法第13条2項で、「議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権」が定められています。日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事、若しくは副町長、選挙管理委員若しくは、監査委員又は、公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。と定められています。

よって、議員・議会と町民の関係は、常に切り離すことができない関係にあると言えます。町民は、選挙で議員を選らんで終わりではなく、議員と議会の動きに注視し、問題があれば解職を請求することが権利として、義務としてあります。

わたしは、議員の政治倫理条例を制定しなければいけないような議員が存在すること事態が問題であると思います。

会派「情熱」からは、早急に必要な条例であるという説明がありましたが、議会での答弁からは、早急に必要な理由が理解できませんでした。

もし、本当に議員の政治倫理条例の制定が必要だとするならば、条例を定めるにあたり、地方自治法の観点からも、「町民の調査請求権」を欠かすことはできません。議会運営は、議員主導で考えられることが多いのですが、本来は町民の参加を欠かしてはいけないのだと思います。

わたしは、町民の視点の欠けている条例案に賛成することはできません。

条例は、まちのきまりであり、すべての町民が守るべきものです。条例の条文の1つ1つには、それぞれの思いが込められています。

しかし、今回、南議員、石川議員、鈴木議員から提案された条例案からは、条例案に至るまでの経緯、条文それぞれへの思いが伝わってきませんでした。

未完成な条例案に賛成することができないため、議員提出議案第2号「武豊町議会議員の政治倫理に関する条例の制定について」の反対討論とします。